

愛知県立一宮起工科高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。誰もが被害者にも加害者にもなりうる事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込まぬよう、学校全体で組織的に指導する。学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感を持ち、互いに認め合う関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために「いじめ・不登校対策委員会（教育相談委員会）」及び「教育相談小委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会（教育相談委員会）」について

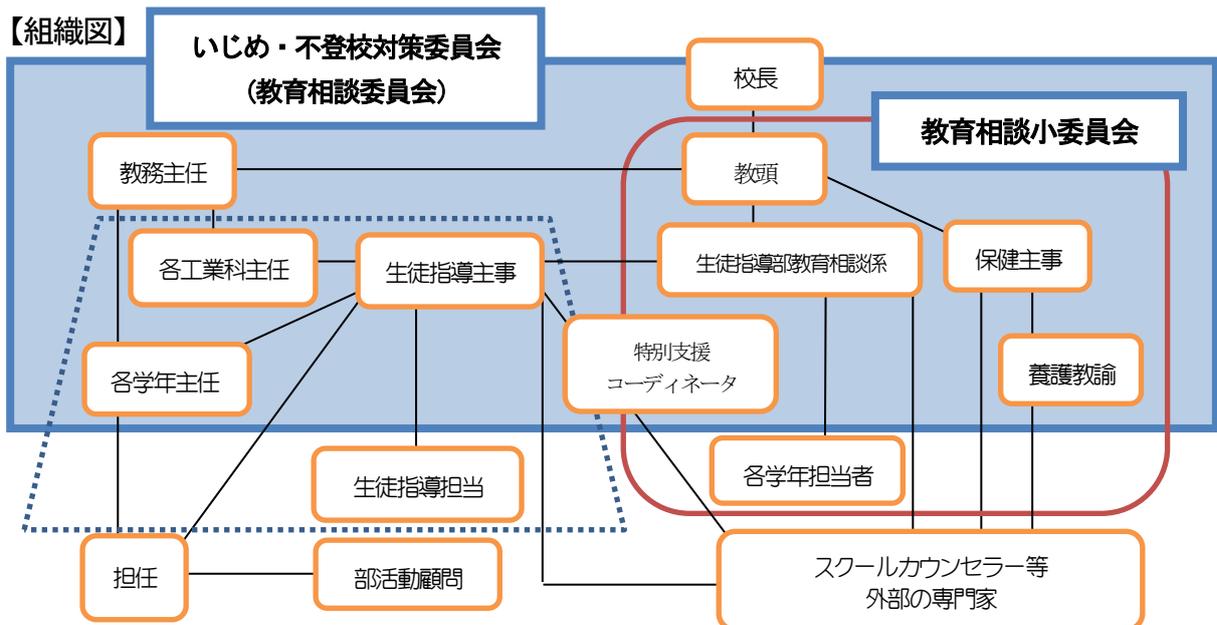
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、生徒指導部教育相談係、各工業科主任、各学年主任、特別支援コーディネータ、養護教諭
(必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部の専門家を加える)

イ 教育相談小委員会

週に一回、教頭、各学年担当者、生徒指導部教育相談係、保健主事、養護教諭が集まり、小さな事案や、気が付いたことを話し合う。事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

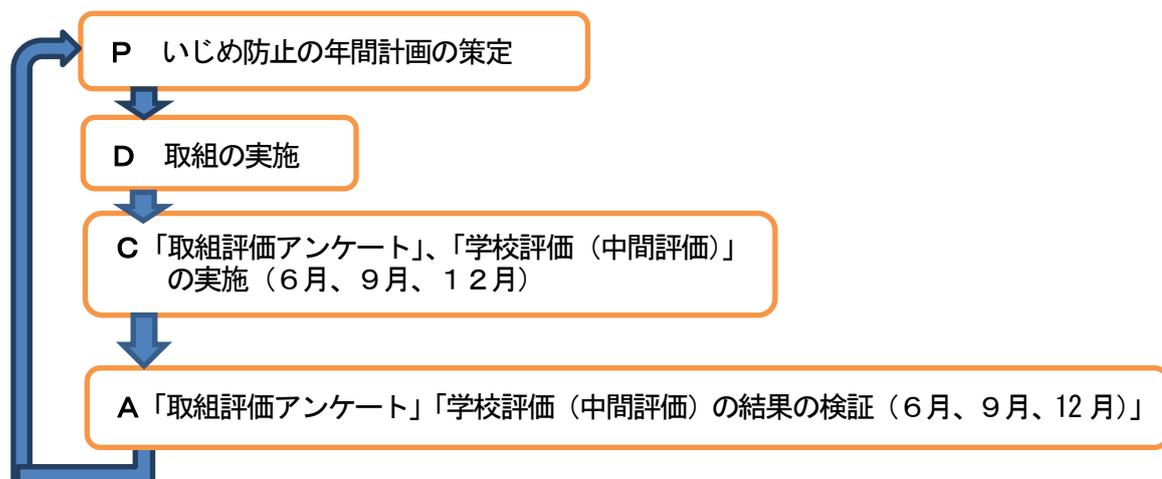
【組織図】



□、□ は、指導・支援チームの例 必要に応じて外部の専門家と連携をとる

(2) 「いじめ・不登校対策委員会（教育相談委員会）」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



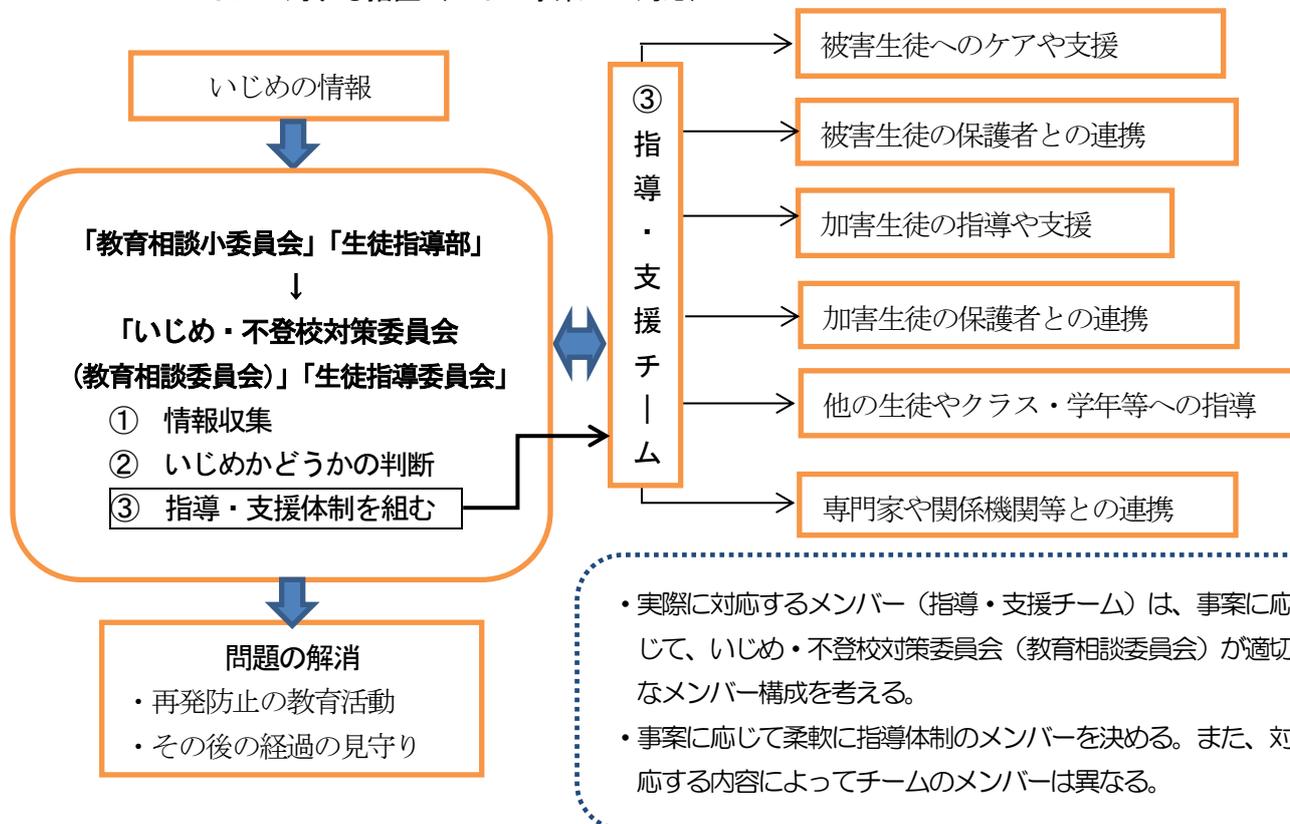
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会（教育相談委員会）」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページ、学校便り、PTAだより等に掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

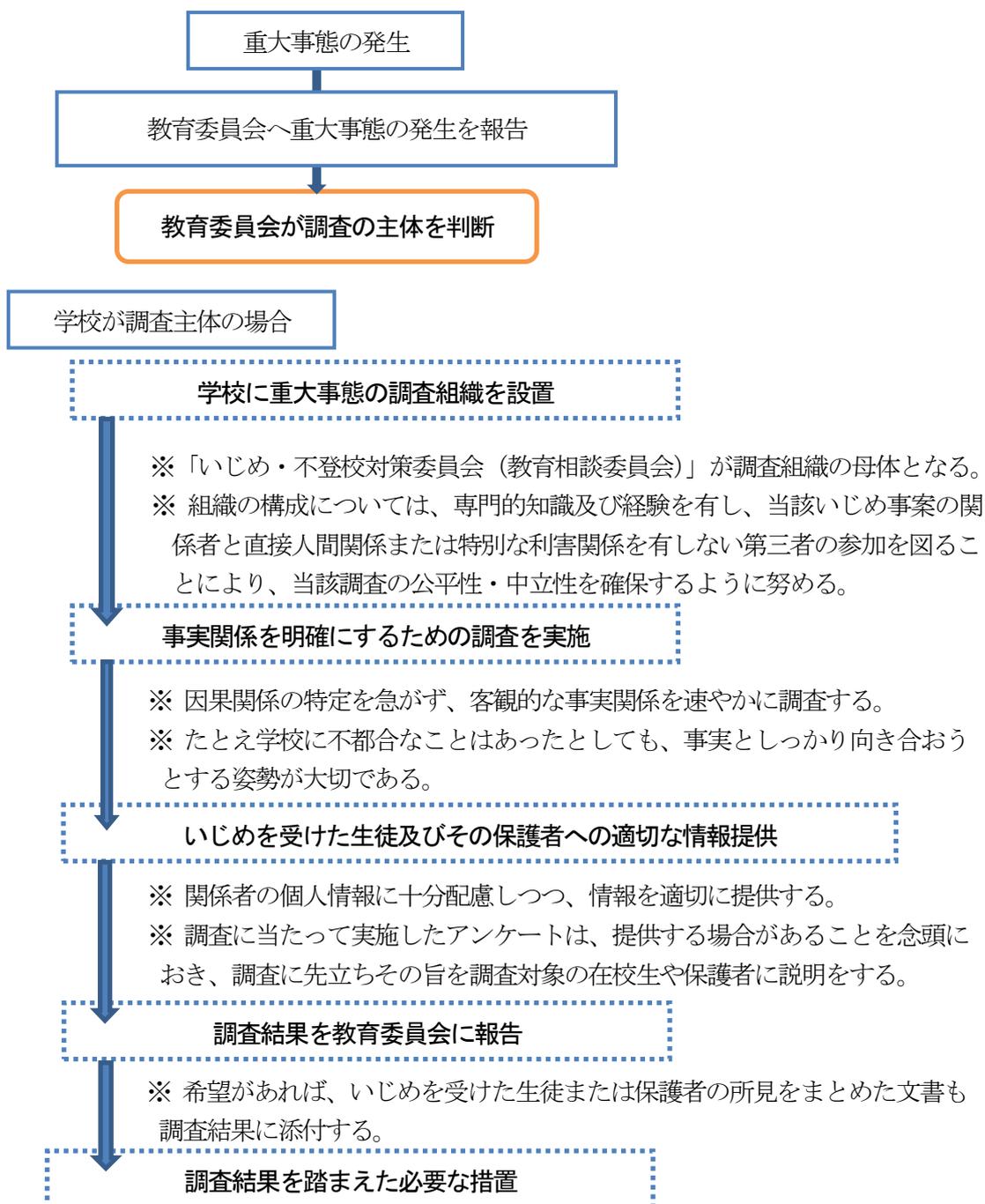
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、いじめ・不登校対策委員会（教育相談委員会）が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加える等して対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 工業情報数理や情報実習など、学習指導を通じて情報モラル教育を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育相談小委員会」「いじめ・不登校対策委員会（教育相談委員会）」に報告し、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「アンケート調査」の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会（教育相談委員会）」「教育相談小委員会」「生徒指導部」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。必要な場合は緊急支援の要請を行う。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。